

高槻市農地利用最適化推進委員募集要領

1 募集人数

6人

(区域ごとに募集します。区域の区分や担当区域は別紙の区域表をご覧ください。)

2 任期

令和8年7月21日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員

4 職務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動や新規参入の促進等の業務を行います。

また、毎月開催される農業委員会の総会や許可申請等の事前審議の場へ出席し、農業委員会からの求めに応じてその活動報告を行い、担当する区域における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができます

さらに、農業委員会の委員と連携した現場活動を行います。

5 報酬

月額 50,000円

6 推薦を受ける方及び応募する方の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する方
- (4) 法令等により委員と兼職できない方

※ なお、同時に募集中の農業委員会の委員については、推薦や応募はできますが兼務することはできません

7 推薦及び応募に係る手続等

(1) 提出方法

所定の様式に記入の上、直接または郵送により高槻市農業委員会事務局へご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんので、ご了承ください。

(2) 提出書類

農業者等（法人または団体）が推薦する場合	団体推薦用（様式 1）
農業者等（個人）が推薦する場合	個人推薦用（様式 2）
個人が募集に応募する場合	個人応募用（様式 3）

※上記様式は高槻市農業委員会事務局窓口に設置しています

また、高槻市ホームページからもダウンロードできます

(3) 提出期間

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）から 2 月 1 3 日（金）まで【郵送の場合は必着】

※ 直接提出する場合は、市役所開庁日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 1 5 分まで

郵送の場合は配達を確認できる「簡易書留」または「書留」で送付してください

※ 提出期間は延長する場合があります（延長する場合は高槻市ホームページで公表）

8 選考方法

書類選考

9 選考結果の通知

選考結果は、令和 8 年 3 月上旬（予定）までに、推薦を受けた方、推薦をされた方、及び応募した方全員に文書で通知します。

10 情報の公表

推薦及び応募に係る情報のうち以下の項目について、募集期間中及び終了後に高槻市ホームページで公表しますので、ご了承ください。

(1) 推薦または応募する区域

(2) 推薦する方（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別

(3) 推薦する方（団体等の場合）の名称、目的、代表者氏名、構成員数、構成員の資格等

(4) 推薦を受ける方、応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(5) 推薦又は応募の理由

(6) 推薦する方が推薦を受ける方を農業委員会の委員に推薦しているか否かの別

または応募する方が農業委員会の委員に応募しているか否かの別

11 問合せ先・提出先

所在地 〒569-0067
高槻市桃園町 2 番 1 号
高槻市農業委員会事務局
（高槻市総合センター 9 階）
電話番号 072-674-7421（直通）